

1 対象者

- (1) 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(みなし大企業は除く)
- (2) 資本金又は出資金を有しない場合、常時使用する従業員が1,000人以下の法人や個人

[みなし大企業とは]

- ・ 同一大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・ 2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

2 対象設備

下記の要件を満たす設備で、償却資産として課税されるもの

設備の種類	取得期間	取得価額	販売開始時期	その他
機械装置	～令和5年(2023年)3月31日まで ※事前に計画の認定を受けていること	160万円以上	10年以内	※事業用家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
工具		30万円以上	5年以内	
器具備品		30万円以上	6年以内	
建物附属設備		60万円以上	14年以内	
構築物		120万円以上	14年以内	

※中古資産は対象外

※導入する設備が、その設備の旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上することを証明する証明書(工業会等による証明書)の発行を受けること

※取得価額は1台又は1基の取得価額(1組又は1式をもって取引単位とされるものは1組又は1式の取得価額)